

許認可等標準処理日数一覧表（ふるさと振興部）									
区 分	事務の名称	法 令	標準 処理 日数	經由機関	經由 日数	主管課等	処理 日数	協議機関	協議 日数
行政通則	1 行政書士会の会則の 制定又は変更の認可	行政書士法(昭和26年法 律第4号)第16条の2	10			市町村課	10		
地方自治	1 地方公共団体の組合 設立の許可	地方自治法(昭和22年法 律第67号)第284条第2項 又は第3項	11			市町村課	11		
地方自治	2 地方公共団体の組合 の組織団体数の増減、 共同処理事務の変更、 規約の変更の許可	地方自治法第286条第1項 又は第291条の3第1項	11			市町村課	11		
地方自治	3 地方公共団体の組合 解散の許可	地方自治法第291条の10 第1項	11			市町村課	11		
土地	1 市町村土地開発公社 の設立の認可	公有地の拡大の推進に関 する法律(昭和47年法律第 66号)第10条第2項	30			市町村課	30		
土地	2 市町村土地開発公社 の定款変更の認可	公有地の拡大の推進に関 する法律第14条第2項	30			市町村課	30		
土地	3 市町村土地開発公社 の解散の認可	公有地の拡大の推進に関 する法律第22条第1項	30			市町村課	30		
私立学校	1 学校法人の寄付行為 の認可	私立学校法(昭和24年法 律第270号)第23条第1項	40			学事振興課	30	岩手県私立 学校審議会	10
私立学校	2 学校法人の寄付行為 の変更の認可	私立学校法第108条第3項	20			学事振興課	20		
私立学校	3 学校法人の解散の認 可	私立学校法第109条第3項	40			学事振興課	30	岩手県私立 学校審議会	10
私立学校	4 学校法人の合併の認 可	私立学校法第126条第3項	40			学事振興課	40		
私立学校	5 準学校法人の寄付行 為の認可	私立学校法第152条第6項 において準用する第23条 第1項	40			学事振興課	30	岩手県私立 学校審議会	10
私立学校	6 準学校法人の寄付行 為の変更の認可	私立学校法第152条第6項 において準用する第108条 第3項	20			学事振興課	20		
私立学校	7 準学校法人の解散の 認可	私立学校法第152条第6項 において準用する第109条 第3項	40			学事振興課	30	岩手県私立 学校審議会	10
私立学校	8 準学校法人の合併の 認可	私立学校法第152条第6項 において準用する第126条 第3項	40			学事振興課	40		
私立学校	9 学校法人からの準学 校法人への変更の認可	私立学校法第152条第7項	40			学事振興課	30	岩手県私立 学校審議会	10
私立学校	10 準学校法人から学校 法人への変更の認可	私立学校法第152条第7項	40			学事振興課	30	岩手県私立 学校審議会	10

備考1 「經由日数」とは、經由機関の事務所に申請書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に到達する前日までの日数をいう。

2 「処理日数」とは、主管課等の事務所に申請書等が到達した日から起算し、当該申請に係る許認可等の文書を発送するまでの日数をいう。ただし、協議機関の協議日数を除く。

3 「協議日数」とは、協議機関の事務所に協議書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に当該協議書に対する回答書が到達するまでの日数をいう。

4 標準処理日数欄に「法令」と表示されている日数の期間については、同じ項の法令欄に掲げる法令に定める算定方法によるものである。